

船橋市老人福祉法第 11 条の規定に基づく措置に要する費用の支弁に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(以下「法」という。)第 11 条の規定に基づく措置に要する費用(以下「措置費」という。)に関して、法第 21 条(第 1 号及び第 1 号の 2 を除く。)により市が支弁する費用を算定するに当たり必要な事項を定めるものである。

(措置費算定の基準)

第2条 措置費については、次の各号の指針等を参考とし、実情に応じて適正な水準となるよう、次条以降の規定により算定するものとする。

- (1) 老人福祉法第 11 条の規定による措置事務の実施に係る指針について(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124001 号厚生労働省老健局長通知)
 - (2) 老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について(平成 18 年 1 月 24 日老発第 0124003 号厚生労働省老健局長通知)
 - (3) 消費税率の引上げに伴う「老人保護措置費支弁基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の扱いについて(令和元年 9 月 6 日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知)
 - (4) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定について(令和 3 年 12 月 24 日老高発 1224 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
 - (5) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例について(令和 4 年 2 月 10 日事務連絡厚生労働省老健局高齢者支援課通知)
 - (6) 老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について(令和 6 年 1 月 11 日老高発 0111 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)
- 2 市外に所在する養護老人ホームの措置費支弁額については、所在市町村長が算定した額を支払うものとする。

(養護老人ホームの措置費)

第3条 法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による養護老人ホームへの措置費は、次項及び第 3 項に掲げる事務費及び生活費の合計とする。

2 事務費は一般事務費と特別事務費の合計とする。

(1) 一般事務費は特定施設入居者生活介護利用者については次に掲げる基本分とし、その他の者(以下「一般入所者」という。)については、次に掲げる基本分と支援員分を合計した額とする。

ア. 基本分

入所者数	人件費(円)	管理費(円)	計(円)
20	132,400	10,300	142,700
21～30	88,300	7,200	95,500
31～40	81,400	6,300	87,700
41～50	76,300	5,700	82,000
51～60	64,300	4,800	69,100

イ. 支援員分

一般入所者数	人件費(円)	管理費(円)	計(円)
20	45,300	6,800	52,100

21～30	30,200	4,500	34,700
31～40	33,900	3,900	37,800
41～50	38,700	3,500	42,200
51～60	30,100	2,900	33,000

(2) 特別事務費は、次に掲げる加算等のうち、該当するものについて合算した額とする。

ア. 障害者等加算 毎年4月1日現在において、障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算対象者1人当たり次に掲げる額

施設定員(人)	加算単価(円)
60以下	34,890

イ. 夜勤体制加算 夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について5,713,000円を入所者定員に12を乗じて得た数で除して得た額(10円未満四捨五入)

ウ. ボイラー技士雇上費 ボイラー及び圧力容器安全規則第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇い上げる施設について2,418,000円を入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額(円未満切捨て)

エ. 入所者処遇特別加算 当該年度の4月1日現在または、その年度途中で雇用する場合はその雇用時点において原則として満60歳以上65歳未満の者、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者、知的障害者と判定された者で都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している知的障害者又は母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭の母、父子家庭の父若しくは寡婦を非常勤職員で雇用している施設であって、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について、次の加算額を当該年度の3月1日現在の入所者定員より除して得た額(10円未満四捨五入)。なお、毎年度4月から11月までの雇用実績、12月から3月までの雇用計画をもとに3月1日現在の被措置者に加算することとする。

年間総雇用時間数	1施設当たり加算年額(円)
400時間以上800時間未満	435,000
800時間以上1,200時間未満	726,000
1,200時間以上	1,016,000

オ. 施設機能強化推進費加算 施設機能の充実強化を推進している施設であって、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について、次表に掲げる対象事業のうち市長が必要と認めた事業の加算の総額(加算総額は75万円以内とする。ただし、③の事業を行わない場合は50万円以内とする。なお、所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、1施設当たりの加算総額が10万円未満は補助対象としない。)を入所者の定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)。なお、加算の対象として算定する経費は次表の対象経費に掲げるとおりとする。

「対象事業」

事業の種類及び内容		加算額(円)
① 社会復帰等自立促進事業費	施設入所者社会復帰促進事業	300,000以内
	心身機能低下防止事業	300,000以内
	処遇困難事例研究事業	300,000以内

② 専門機能強化事業	介護機能強化事業	150,000 以内
	機能回復訓練機能強化事業	150,000 以内
	技術訓練機能強化事業	150,000 以内
	高度処遇強化事業	150,000 以内
③ 総合防災対策強化事業	入所施設	450,000 以内
	通所・利用施設	150,000 以内

「対象経費」

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食料費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)
役務費(通信運搬費)、旅費、謝金、備品購入費、原材料費、使用料及び賃借料
賃金(総合防災対策強化事業に限る。)
委託費(総合防災対策強化事業に限る。)

カ. 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設であって、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について第2項第1号及び第2号(ただし、カ、キ、ク及びケを除く。)の合計額に、次の①から③までにおいて該当するものの加算率を合算した率を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて得た額)

①基本分

施設の区分	職員1人当りの平均勤続年数	基本加算率 (%)	左の内訳	
			うち人件費分 (%)	うち管理費分 (%)
A 階級	14 年以上	16	14	2
B 階級	12 年以上 14 年未満	15	13	2
C 階級	10 年以上 12 年未満	13	11	2
D 階級	8 年以上 10 年未満	11	9	2
E 階級	6 年以上 8 年未満	9	7	2
F 階級	4 年以上 6 年未満	7	5	2
G 階級	2 年以上 4 年未満	5	3	2
H 階級	2 年未満	3	1	2

②管理費特別加算分

入所者処遇等(給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等)が特に優れていると認められる施設。	1%
重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設	
施設機能の地域開放等地域の福祉の向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設	
特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設	
前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設であって、真に財政面で経営が困難であると認められる施設	
上記の他、市長が特に認めた施設	

③スプリンクラー設置加算分

消防法施行令(昭和36年政令第37号)、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用に基づくスプリンクラー設備を設置している施設	0.3%
---	------

- キ. 介護保険料加算 被措置者で、第2条第1項第1号の指針における別紙2の別表1の養護老人ホーム被措置者養護委託による被措置者費用徴収基準(以下「費用徴収基準」という。)に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当するものが支払うべき介護保険料月額相当額。
- ク. 老人短期入所加算 老人短期入所による措置が行われた施設について、要支援又は要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等により、在宅において生活することが一時的に困難となった者であって、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者1人につき1日当たり300円の加算。
- ケ. 介護サービス利用者負担加算 被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該被措置者が支払うべき介護保険サービスの利用者月額相当額に、費用徴収階層(費用徴収基準の対象収入による階層区分をいう。以下同じ。)に応じて、次の表に定める支弁割合を乗じた額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額。)ただし、費用徴収階層が39階層の者に係る介護サービスの利用料については、全額自己負担を原則とするが、これにより、当該者の経済状況が加算を受ける他の入所者と比較して不合理であると市が認めるときは、38階層の支弁割合を上限に加算を行うことができる。

費用徴収階層	支弁割合(%)
1	100
2~22	99
23	95
24	91
25	86
26	81
27	76
28	71
29	66
30	65
31	64
32	63
33	62
34	57
35	54
36	51
37	48

38	45
39	0

コ. 処遇改善加算 支援員に対する処遇改善として一般入所者1人につき1月当たり4,155円の加算。

3 生活費は、次の各号に掲げる一般生活費及び加算の合計額とする。

- (1) 一般生活費は次の表に掲げる額とする。ただし、月の途中で入院若しくは退院した場合又は月の途中で措置を開始し、若しくは廃止した場合は生活費基準(11月から3月までについては冬季加算を含む。)を当該月の各区分における実措置日数及び当該月の実日数で日割りにより算定した額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額)

区分		金額(円)
養護老人ホーム		55,280
地区別冬季加算(11月から3月まで)	IV区	2,070
入院した場合の入院患者の日用品費	基準額	23,150
	地区別冬季加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬季加算相当額

(2) 期末加算 当該年度の12月1日現在における被措置者につき1人当たり5,140円。ただし、加算は12月分の措置費に限る。

(3) 病弱者加算 養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師指示に基づき栄養補給等のため特別給食を1月以上必要とするものであって、市において必要と認定した者については、1人当たり13,160円を加算する。

(4) 被服費加算 毎年4月1日現在における被措置者につき、1人当たり1,000円

(5) 加算の特例 70歳以上のもの及び国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級または身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者(公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。)については1人当たり22,500円を加算する。

(特別養護老人ホームの措置費)

第4条 法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市が支弁することを要しないとされた額を控除した額とする。この場合において、当該措置に要する費用には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月20日厚生省告示第21号)を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれる。

(養護受託者の措置費)

第5条 法第11条第1項第2号の規定による養護受託者への措置に係る措置費は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 事務費 養護の委託を引き受けた者1人当たり月額32,000円

(2) 生活費 第3条第3項に規定する養護老人ホーム入所者の一般生活費と同額

(移送費)

第6条 移送費は、次に掲げる移送に必要な最小限度の額とする。

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合
- (2) 被措置者が医療機関へ入院する場合又は医療機関から退院する場合（生活保護法による医療扶助により受給する場合を除く。）
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合

(葬祭費)

第7条 法第11条第2項の規定による葬祭に係る措置費は、次の各号により算定した額の範囲内で必要な額とする。

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円
- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は死体検案に要する費用（文章作成の手数料を含む。）が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を第1号から第5号までの規定により得た額から控除する。

(措置費月額の設定)

第8条 養護老人ホームの長及び養護受託者は、措置費の算定に当たり必要な書類等を市長の指示に従って提出しなければならない。

- 2 市長は、年度ごとに、市内に所在する養護老人ホーム及び養護受託者への措置者1人当たり支弁月額を決定するものとする。
- 3 市長は、前項により、支弁月額を決定したときは措置費事務費単価決定通知書により当該養護老人ホーム及び当該養護受託者に通知するものとする。なお、市外の市町村の長より市内に所在する養護老人ホームに措置があるときは、措置費事務費単価決定通知書によりその市町村の長にそれぞれ通知するものとする。
- 4 年度の途中において新たに措置を開始する場合には、当該被措置者が加算の対象者であるときは、措置の開始時に加算を行うものとする。
- 5 第3項の規定は、前項により決定した措置費の通知について準用する。

(措置費請求書)

第9条 養護老人ホームの長及び養護受託者は、毎月分の措置費について、同月の7日までに、措置請求書により、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書を受領したときは、これを審査し、速やかに措置費を養護老人ホームの長又は養護受託者に支払わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 4 年 8 月 31 日より施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 5 年 11 月 20 日より施行する。

附 則

この要綱は令和 6 年 3 月 31 日より施行し、同年 2 月 1 日から適用する。